

令和 6 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令和 6 年 11 月 29 日 提 出

目 次

同意第5号	人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第6号	人権擁護委員の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
報告第10号	損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・	3
報告第11号	工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－1））・・	5
承認第9号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求 めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第45号	東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につい て・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第46号	東浦町職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・・・	33
議案第47号	東浦町部制条例及び東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部改正について・・・・・・・・・・	34
議案第48号	東浦町副町長の定数を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	38
議案第49号	東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正について・・	39
議案第50号	東浦町手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	52
議案第51号	東浦町税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	56
議案第52号	東浦町産業振興施設条例の廃止について・・・・・・・・・・	57
議案第53号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第10号）・・・・・・・・	58
議案第54号	令和6年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	63
議案第55号	令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・	65
議案第56号	令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	67
議案第57号	令和6年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	68
議案第58号	工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－2））・・	69
議案第59号	指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）・・	70
議案第60号	指定管理者の指定について（東浦町中央図書館）・・・・・・・・	71

同意第 5 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和6年11月29日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

小 林 久 枝

東浦町大字藤江 昭和27年生

提案理由

人権擁護委員小林久枝の任期が、令和7年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第 6 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和6年11月29日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

外 山 淳 恵

東浦町大字森岡 昭和33年生

提案理由

人権擁護委員小杉啓子の任期が、令和7年3月31日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 7 日

東浦町長 日 高 輝 夫

損害賠償の額の決定及び和解について

土地の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 3 時 30 分頃、緒川字東本坪地内の町が管理する土地の老朽化した樹木が倒れ、相手方が所有する土地に設置されていた外構フェンスが破損した。

2 損害賠償の額

114,862 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	114,862 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	114,862 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、114,862 円を支払うこととする。

報告第 11 号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－1））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 31 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－1））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（6－1）
- 2 工事場所
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
- 3 契約金額
 - （1）変更前
67,980,000 円
 - （2）変更後
70,549,600 円（2,569,600 円の増額）
- 4 契約の相手方
 - （1）名称
株式会社ヒューテック
 - （2）代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - （3）所在地
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 5 変更理由
石綿含有建材の処理等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

承認第9号

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求め
ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度東浦町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,466 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,053,507 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		1,368,895	20,466	1,389,361
	3 委託金	109,513	20,466	129,979
歳 入 合 計		19,033,041	20,466	19,053,507

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,014,787	20,466	3,035,253
	4 選挙費	799	20,466	21,265
歳 出 合 計		19,033,041	20,466	19,053,507

議案第 45 号

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。

- （1）図書館及び公民館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- （2）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- （3）文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- （4）文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してなされている申請その他の行為で、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（東浦町文化財保護条例の一部改正）

- 4 東浦町文化財保護条例（昭和 53 年東浦町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（財産権等の尊重及び他の公益との調整） 第 3 条 <u>町長</u> は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財	（財産権等の尊重及び他の公益との調整） 第 3 条 <u>東浦町教育委員会（以下「委員会」という。）</u> は、この条例の施行に当

産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 町長は、有形文化財のうち町にとって重要なものを東浦町指定有形文化財（以下「町指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、町長はあらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りではない。

3及び4 略

5 第1項の規定による指定をしたときは、町長は当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、町長は、その指定を解除することができる。

2及び3 略

4 前項の場合には、町長は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速

たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 委員会は、有形文化財のうち町にとって重要なものを町長と協議のうえ、東浦町指定有形文化財（以下「町指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会はあらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りではない。

3及び4 略

5 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、委員会は町長と協議のうえ、その指定を解除することができる。

2及び3 略

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速

やかに町指定有形文化財の指定書を町長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 町指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び町長の指示に従い、町指定有形文化財を管理しなければならない。

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 町指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

やかに町指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 町指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、町指定有形文化財を管理しなければならない。

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第7条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 町指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 町指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理に関する勧告)

第 11 条 町指定有形文化財の管理が適当でないため、当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、町長は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、町長は所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 略

(現状変更等の制限)

第 12 条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出等)

第 13 条 町指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を町長に届け出なければならない。ただし、第 10 条ただし書の規定による補助金の交付、第 11 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定に

(管理又は修理に関する勧告)

第 11 条 町指定有形文化財の管理が適当でないため、当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 略

(現状変更等の制限)

第 12 条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出等)

第 13 条 町指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第 10 条ただし書の規定による補助金の交付、第 11 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定に

よる許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。 2 町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、町長は前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。 (公開) 第14条 町長は、町指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、町長の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 2 町長は、町指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。 3 略 4 町長は、第1項の規定により、町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。 5 町長は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る町指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 6 略 (調査) 第15条 町長は、必要があると認めるときは、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。 (所有者変更に伴う権利義務の承継) 第16条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指	よる許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。 2 町指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。 (公開) 第14条 委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 2 委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該町指定有形文化財の公開を勧告することができる。 3 略 4 委員会は、第1項の規定により、町指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定有形文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。 5 委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る町指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 6 略 (調査) 第15条 委員会は、必要があると認めるときは、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。 (所有者変更に伴う権利義務の承継) 第16条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指
---	--

定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う町長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(指定)

第 17 条 町長は、無形文化財のうち町にとって重要なものを東浦町指定無形文化財（以下「町指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするには、町長は、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 略

(解除)

第 18 条 町指定無形文化財が、町指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、町長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特殊の理由があるときは、町長は、その認定を解除することができる。

3 及び 4 略

5 前項の場合には、町長は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団

定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(指定)

第 17 条 委員会は、無形文化財のうち町にとって重要なものを町長と協議のうえ、東浦町指定無形文化財（以下「町指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするには、委員会は、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 略

(解除)

第 18 条 町指定無形文化財が、町指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、委員会は、町長と協議のうえ、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特殊の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 及び 4 略

5 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた

体の代表者に通知しなければならない。

6 略

(保持者の氏名変更等)

第 19 条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

(保存)

第 20 条 町長は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 略

(公開)

第 21 条 町長は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を、町指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第 22 条 町長は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第 23 条 町長は、有形の民俗文化財のう

団体の代表者に通知しなければならない。

6 略

(保持者の氏名変更等)

第 19 条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が、名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

(保存)

第 20 条 委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 略

(公開)

第 21 条 委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を、町指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第 22 条 委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第 23 条 委員会は、町長と協議のうえ有

ち町にとって重要なものを、東浦町指定有形民俗文化財（以下「町指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを東浦町指定無形民俗文化財（以下「町指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 及び 3 略
(解除)

第 24 条 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財が町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、町長は、その指定を解除することができる。

2 から 5 まで 略

6 第 4 項の場合の町指定無形民俗文化財の指定の解除については、町長は、その旨を告示しなければならない。

(町指定有形民俗文化財の保護)

第 25 条 町指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、町長は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(町指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 28 条 町長は、町指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公

形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを、東浦町指定有形民俗文化財（以下「町指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを東浦町指定無形民俗文化財（以下「町指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 及び 3 略
(解除)

第 24 条 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財が町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、委員会は、町長と協議のうえ、その指定を解除することができる。

2 から 5 まで 略

6 第 4 項の場合の町指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(町指定有形民俗文化財の保護)

第 25 条 町指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(町指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 28 条 委員会は、町指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の

開を勧告することができる。 2 略 (町指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告) 第 29 条 <u>町長</u>は、町指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 (指定) 第 30 条 <u>町長</u>は、記念物のうち町にとって重要な<u>ものを</u>、東浦町指定史跡、東浦町指定名勝又は東浦町指定天然記念物（以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。 2 略 (解除) 第 31 条 町指定史跡名勝天然記念物が町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>町長は</u>、その指定を解除することができる。 2 及び 3 略 (土地の所在等の異動の届出) 第 32 条 町指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 33 条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (設置) 第 34 条 <u>法第 190 条第 2 項の規定に基づき</u>、東浦町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。	公開を勧告することができる。 2 略 (町指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告) 第 29 条 <u>委員会</u>は、町指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 (指定) 第 30 条 <u>委員会</u>は、記念物のうち町にとって重要な<u>ものを町長と協議のうえ</u>、東浦町指定史跡、東浦町指定名勝又は東浦町指定天然記念物（以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。 2 略 (解除) 第 31 条 町指定史跡名勝天然記念物が町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、<u>委員会は、町長と協議のうえ</u>、その指定を解除することができる。 2 及び 3 略 (土地の所在等の異動の届出) 第 32 条 町指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 33 条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (設置) 第 34 条 <u>委員会</u>に東浦町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
---	--

(所掌事務) 第 35 条 審議会は、<u>町長</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>町長</u>に建議する。 (審議会への諮問) 第 36 条 <u>町長</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 (1) 及び (2) 略 (組織) 第 37 条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、<u>町長</u>が委嘱する 10 名以内の委員で組織する。 2 及び 3 略 (委任) 第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	(所掌事務) 第 35 条 審議会は、<u>委員会</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>委員会</u>に建議する。 (審議会への諮問) 第 36 条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 (1) 及び (2) 略 (組織) 第 37 条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、<u>委員会</u>が委嘱する 10 名以内の委員で組織する。 2 及び 3 略 (委任) 第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	---

(東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例(昭和 53 年東浦町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第 3 条 グラウンド等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>町長</u>の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。 2 <u>町長</u>は、利用許可について管理上必要な条件を付けることができる。	(管理) 第 3 条 グラウンド等は、東浦町教育委員会(以下「委員会」という。)が<u>管理</u>する。 (利用の許可) 第 4 条 グラウンド等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。 2 <u>委員会</u>は、利用許可について管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可) 第4条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド等の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (利用者の義務) 第5条 利用者は、グラウンド等の利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>の規定並びに<u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、グラウンド等の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (使用料) 第6条 <u>第3条第1項</u>の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 次条第2号又は第3号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (特別の設備等の承認)	(利用の不許可) 第4条の2 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド等の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (利用者の義務) 第5条 利用者は、グラウンド等の利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>委員会規則</u>の規定並びに<u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、グラウンド等の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (使用料) 第6条 <u>第4条第1項</u>の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 次条第2号又は第3号の規定により<u>委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第4条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条の2各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (特別の設備等の承認)
--	---

第9条 利用者が特別の設備をし、又は備え付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ<u>町長</u>の承認を受けなければならない。 (委任) 第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (過料) 第12条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反してグラウンド等を利用した者 (2) 及び(3) 略 3 略	第9条 利用者が特別の設備をし、又は備え付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。 (委任) 第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会が別に</u>定める。 (過料) 第12条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反してグラウンド等を利用した者 (2) 及び(3) 略 3 略
--	--

(東浦町公民館条例の一部改正)

- 6 東浦町公民館条例(昭和 55 年東浦町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) 第7条 公民館を利用しようとする者は、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>町長</u>は、公民館の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第8条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 (1) から(4) まで 略 (使用料) 第9条 略 2 既納の使用料は、還付しない。ただ	(利用の許可) 第7条 公民館を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、公民館の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 (1) から(4) まで 略 (使用料) 第9条 略 2 既納の使用料は、還付しない。ただ

し、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第 11 条第 2 号又は第 3 号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第 10 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく<u>規則</u>の規定並びに第 7 条第 2 項の規定により許可に付けられた条件及び館長又はセンター長の指示に従うとともに、公民館の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第 11 条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) から (3) まで 略 (委任) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、公民館の利用条件その他公民館の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	し、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第 11 条第 2 号又は第 3 号の規定により<u>教育委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>教育委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第 10 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく<u>教育委員会規則</u>の規定並びに第 7 条第 2 項の規定により許可に付けられた条件及び館長又はセンター長の指示に従うとともに、公民館の秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第 11 条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) から (3) まで 略 (<u>教育委員会規則への委任</u>) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、公民館の利用条件その他公民館の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--

(東浦文化広場条例の一部改正)

7 東浦文化広場条例（昭和 58 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
	(管理) <u>第 4 条 文化広場の管理は、東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>

(利用の許可) 第4条 文化広場の各施設（はなのき広場を除く。）を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、文化広場の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化広場の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 第4条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第8条第2号又は第3号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第7条 利用者は、文化広場の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、文化広場の秩序を乱すような行為をしてはならない。	<u>が行う。</u> (利用の許可) 第5条 文化広場の各施設（はなのき広場を除く。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、文化広場の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化広場の利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 第5条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第8条第2号又は第3号の規定により教育委員会が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第7条 利用者は、文化広場の利用に際してはこの条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、文化広場の秩序を乱すような行為をしてはならない。
--	---

(許可の取消し及び利用の中止命令) 第8条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第4条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第5条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (<u>委任</u>) 第9条 この条例に定めるもののほか、文化広場の利用条件その他文化広場の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (過料) 第10条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反して文化広場を利用した者 (2) 及び(3) 略 3 略	(許可の取消し及び利用の中止命令) 第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第5条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第5条の2各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (<u>教育委員会規則への委任</u>) 第9条 この条例に定めるもののほか、文化広場の利用条件その他文化広場の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (過料) 第10条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第5条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反して文化広場を利用した者 (2) 及び(3) 略 3 略
--	---

(東浦町岡田川テニス場条例の一部改正)

8 東浦町岡田川テニス場条例(昭和63年東浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) <u>第2条</u> テニス場を利用しようとする者は、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。	(<u>管理</u>) <u>第2条</u> テニス場の管理は、<u>東浦町教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が行う。 (利用の許可) <u>第3条</u> テニス場を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。

2 町長は、テニスコートの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第4条 第2条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第6条第2号又は第3号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第5条 利用者は、テニスコートの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第2条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、テニスコートの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) 第3条各号のいずれかに該当する	2 教育委員会は、テニスコートの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) 第3条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第4条 第3条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第6条第2号又は第3号の規定により教育委員会が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第5条 利用者は、テニスコートの利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第3条第2項の規定により許可に付けられた条件に従うとともに、テニスコートの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) 第3条の2各号のいずれかに該当
---	---

ことが明らかとなったとき。 (3) 略 (<u>委任</u>) 第7条 この条例に定めるもののほか、テニス場の利用条件その他テニス場の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (過料) 第8条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第2条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反してテニス場を利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略	することが明らかとなったとき。 (3) 略 (<u>教育委員会規則への委任</u>) 第7条 この条例に定めるもののほか、テニス場の利用条件その他テニス場の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (過料) 第8条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反してテニス場を利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略
---	---

(東浦町ふれあいセンター条例の一部改正)

- 9 東浦町ふれあいセンター条例（昭和63年東浦町条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
(利用の許可) <u>第3条</u> ふれあいセンターを利用しようとする者は、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>町長</u>は、ふれあいセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) <u>第4条</u> <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいセンターの	(<u>管理</u>) <u>第3条</u> ふれあいセンターの管理は、<u>東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が行う。 (利用の許可) <u>第4条</u> ふれあいセンターを利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、ふれあいセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。 (利用の不許可) <u>第4条の2</u> <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい

利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第5条 <u>第3条第1項</u>の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第7条第2号又は第3号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3. 略 (利用者の義務) 第6条 利用者は、ふれあいセンターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>の規定並びに<u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、ふれあいセンターの利用条件その他ふれあいセンターの管理に関し必要な事	センターの利用を許可してはならない。 (1) から (3) まで 略 (使用料) 第5条 <u>第4条第1項</u>の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第7条第2号又は第3号の規定により<u>教育委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>教育委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (3) 略 3 略 (利用者の義務) 第6条 利用者は、ふれあいセンターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく<u>教育委員会規則</u>の規定並びに<u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第4条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) <u>第4条の2各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 (教育委員会規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、ふれあいセンターの利用条件その他ふれあいセンターの管理に関し必要な事
--	---

項は、<u>規則</u>で定める。 (過料) 第9条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反してふれあいセンターを利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略 別表第2 (第5条関係) 表 略 備考 1 <u>規則</u>で定める町外利用者の場合は、この表に定める金額の2倍とする。 2 略	項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (過料) 第9条 略 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) <u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件に違反してふれあいセンターを利用した者 (2) 及び (3) 略 3 略 別表第2 (第5条関係) 表 略 備考 1 <u>教育委員会規則</u>で定める町外利用者の場合は、この表に定める金額の2倍とする。 2 略
---	---

(東浦町中央図書館条例の一部改正)

10 東浦町中央図書館条例 (平成2年東浦町条例第24号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(協議会の委員) 第5条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>町長</u>が任命する。 (1) から (4) まで 略 3 及び 4 略 (指定管理者による管理) 第7条 <u>町長</u>は、図書館の管理を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。 2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。	(協議会の委員) 第5条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が任命する。 (1) から (4) まで 略 3 及び 4 略 (指定管理者による管理) 第7条 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。 2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 及び (2) 略 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し、<u>町長</u>が必要と認める業務 3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに<u>町長</u>の指示に従って、図書館の管理を行わなければならない。 (委任) 第 8 条 この条例に定めるもののほか、図書館の利用条件その他図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	(1) 及び (2) 略 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに<u>教育委員会</u>の指示に従って、図書館の管理を行わなければならない。 (教育委員会規則への委任) 第 8 条 この条例に定めるもののほか、図書館の利用条件その他図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---

(東浦町郷土資料館条例の一部改正)

- 11 東浦町郷土資料館条例（平成 11 年東浦町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員) <u>第 2 条</u> 略 (入館料) <u>第 3 条</u> 略 (陶芸棟利用の許可) <u>第 4 条</u> 資料館の陶芸棟を利用しようとする者は、<u>町長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>町長</u>は、陶芸棟の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (陶芸棟利用の不許可) <u>第 5 条</u> <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、陶芸棟の利用を許可してはならない。	(管理) <u>第 2 条</u> 資料館の管理は、<u>東浦町教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が行う。 (職員) <u>第 3 条</u> 略 (入館料) <u>第 4 条</u> 略 (陶芸棟利用の許可) <u>第 5 条</u> 資料館の陶芸棟を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、陶芸棟の管理上必要があるときは前項の許可に条件を付けることができる。 (陶芸棟利用の不許可) <u>第 5 条の 2</u> <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、陶芸棟の利用を許可してはならない。

(1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 <u>第4条第1項</u>の許可を受けて陶芸窯を利用する者からは、火入れ1回について 4,700 円に、当該額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を使用料として当該許可の際徴収する。 2 既納使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 次条第1項第3号又は第4号の規定により<u>町長</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>町長</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第4条</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) この条例又は<u>町長</u>の指示に違反したとき。 (3) 略 (4) <u>第5条各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 2 前項の規定によって利用者が受ける損害に対して、<u>町長</u>はその責を負わない。	(1) から (3) まで 略 (使用料) 第6条 <u>第5条第1項</u>の許可を受けて陶芸窯を利用する者からは、火入れ1回について 4,700 円に、当該額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を使用料として当該許可の際徴収する。 2 既納使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 次条第1項第3号又は第4号の規定により<u>教育委員会</u>が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 (2) 利用者が<u>教育委員会</u>の承認を受けて利用を中止したとき。 (許可の取消し及び利用の中止命令) 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第5条</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 略 (2) この条例又は<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。 (3) 略 (4) <u>第5条の2各号</u>のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 2 前項の規定によって利用者が受ける損害に対して、<u>教育委員会</u>はその責を負わない。
--	---

(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、資料館の利用条件その他資料館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	(教育委員会規則への委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、資料館の利用条件その他資料館の管理及び運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---

(罰則に関する経過措置)

- 12 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

教育委員会の職務権限のうち、図書館の設置等に関する事務等を町長が管理し、及び執行することとするため提案するものである。

議案第 46 号

東浦町職員定数条例の一部改正について

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例

東浦町職員定数条例（昭和 41 年東浦町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>386 人</u> (2) 及び (3) 略 (4) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>27 人</u> (5) から (7) まで 略 総計（兼任職員を除く。） 略 2 及び 3 略	(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>382 人</u> (2) 及び (3) 略 (4) 教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>31 人</u> (5) から (7) まで 略 総計（兼任職員を除く。） 略 2 及び 3 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の定数を改めるため提案するものである。

議案第 47 号

東浦町部制条例及び東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

東浦町部制条例及び東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町部制条例及び東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町部制条例の一部改正)

第 1 条 東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) <u>政策企画部</u> (2) 略 (3) <u>ふくし文化部</u> (4) <u>こども未来部</u> (5) <u>地域創造部</u> (6) <u>まちづくり部</u> (7) <u>インフラ整備部</u> (部の分掌事務) 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>政策企画部</u> ア及びイ 略 ウ <u>秘書</u>に関すること。 エ 略 オ <u>広報及び広聴</u>に関すること。	(部の設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) <u>企画政策部</u> (2) 略 (3) <u>健康福祉部</u> (4) <u>生活経済部</u> (5) <u>建設部</u> (6) <u>都市整備部</u> (部の分掌事務) 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>企画政策部</u> ア及びイ 略 ウ <u>儀式及び秘書</u>に関すること。 エ 略 オ <u>広聴、広報及び統計</u>に関すること。

カ <u>財政</u>に関すること。 (2) <u>総務部</u> ア 略 イ <u>契約</u>に関すること。 ウ 略 エ 略 オ <u>戸籍、住民基本台帳その他住民</u> <u>に関すること。</u> カ 略 (3) <u>ふくし文化部</u> ア 略 イ 略 ウ <u>社会教育</u>に関すること。 エ <u>文化</u>に関すること。 オ <u>スポーツ</u>に関すること。 (4) <u>こども未来部</u> ア <u>児童福祉</u>に関すること。 イ <u>保健衛生</u>に関すること。 (5) <u>地域創造部</u> ア <u>住民協働、自治振興及び住民活</u> <u>動</u>に関すること。 イ <u>防犯</u>に関すること。 ウ <u>統計</u>に関すること。 エ 略 オ 略 カ <u>商業及び工業</u>に関すること。 キ <u>文化財の保護</u>に関すること。 ク <u>観光</u>に関すること。	カ <u>住民協働、自治振興及び住民活</u> <u>動</u>に関すること。 キ <u>防犯</u>に関すること。 (2) <u>総務部</u> ア <u>出張所</u>に関すること。 イ 略 ウ <u>予算その他財務</u>に関すること。 エ <u>契約及び検査</u>に関すること。 オ 略 カ 略 キ 略 (3) <u>健康福祉部</u> ア 略 イ <u>児童福祉</u>に関すること。 ウ 略 エ <u>保健衛生</u>に関すること。 (4) <u>生活経済部</u> ア <u>戸籍、住民基本台帳その他住民</u> <u>に関すること。</u> イ 略 ウ 略 エ <u>商業、工業及び観光</u>に関するこ と。 (5) <u>建設部</u> <u>道路、河川その他の土木</u>に関する <u>こと。</u>
--	---

(6) <u>まちづくり部</u> アからオまで 略 (7) <u>インフラ整備部</u> ア <u>道路その他の土木に関するこ</u> <u>と。</u> イ <u>河川に関すること。</u> ウ <u>農業用施設に関すること。</u>	(6) <u>都市整備部</u> アからオまで 略
---	--------------------------------------

(東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(組織) 第4条 略 2 法第 14 条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>インフラ整備部</u>を置く。	(組織) 第4条 略 2 法第 14 条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>建設部</u>を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(東浦町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 2 東浦町特別職報酬等審議会条例（昭和 47 年東浦町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(雑則) 第6条 略	<u>(庶務)</u> 第6条 審議会の庶務は、企画政策部秘書人事課において処理する。 <u>(雑則)</u> 第7条 略

(東浦町子ども・若者会議条例の一部改正)

- 3 東浦町子ども・若者会議条例（平成 26 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(委任) 第8条 略	<u>(庶務)</u> <u>第8条 子ども・若者会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。</u> (委任) 第9条 略

(東浦町行政不服審査会条例の一部改正)

- 4 東浦町行政不服審査会条例（平成 28 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(委任) 第7条 略	<u>(庶務)</u> <u>第7条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。</u> (委任) 第8条 略

提案理由

機構改革を行うため提案するものである。

議案第 48 号

東浦町副町長の定数を定める条例の一部改正について

東浦町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例

東浦町副町長の定数を定める条例（平成 18 年東浦町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の本則を改正後の欄の本則に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 161 条第 2 項の規定に基づき、条例で定める東浦町副町長の定数は、 <u>2 人以内</u> とする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 161 条第 2 項の規定に基づき、条例で定める東浦町副町長の定数は、 <u>1 人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

副町長の定数を改めるため提案するものである。